

新規化学物質の有害性の調査結果について(報告)

新規化学物質の有害性調査について(安衛法第57条の3)

- ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造等する事業者は、労働者の健康に与える影響についての調査(有害性調査)を実施し、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- ・厚生労働大臣は、新規届出があった物質について、名称等を公表するとともに有害性調査結果について、学識経験者の意見を聴き、必要に応じ、
 - ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告
 - ②強い変異原性^(注)があると認められた化学物質について、健康障害を防止するための措置を実施
- ・厚生労働大臣は、学識経験者の意見を聴いた時は、その内容を官報公表後1年以内に本審議会に報告するものとする。

※化学物質管理全体については、参考1参照

学識経験者の意見の概要(安衛則第34条の17に基づく報告)

- ・報告対象:平成23年12月27日から平成24年9月27日までに官報に名称が公表された物質
- ・学識経験者^(参考4参照)に意見を求めた新規化学物質は**1,181物質**
- ・学識経験者の意見は以下の通り。
 - ①届出事業者への健康障害防止措置の勧告については該当なし(これまで実績なし)
 - ②強い変異原性が認められると判定された物質は**36物質**^(参考2参照)(累計884物質)
 - ③上記②に該当した物質については、指針^(注)に基づく措置を実施することが妥当

^(注)「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するため指針」(参考3参照)

強度の変異原性が認められた化学物質を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該物質へのばく露による労働者の健康障害を防止するため、事業者が①作業環境管理・作業管理、②作業環境測定、③労働衛生教育、④危険有害性の表示等を講ずるように規定。

(参考1) 職場における化学物質管理の現状(全体像)

幅広い産業における基礎材料として産業活動に不可欠である一方、取扱や管理の方法によっては人の健康へ影響をもたらす

化学物質
総数約6万物質

【製造禁止】8物質

【製造許可】7物質

【特別規則に基づく管理】104物質
※H25.1.1より3物質を追加

安全データシート交付対象物質
640物質

指針による指導 約880物質
届出化学物質のうち、強い変異原性のある物質
ばく露防止措置、安全データシートの交付等を指導

国連の基準等により危険有害とされる物質
ラベル表示、安全データシートの交付、事業場内表示の努力義務

危険有害性情報がある物質

※2
国連の基準等による危険有害性情報
が明らかではない物質
約2万物質

※2 事業者の調査により、危険
有害性が判明した物質は順次移行

現行の安衛法の適用がある
既存化学物質

- 重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、それを防ぐ十分な方法がない化学物質(石綿等)
- 重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)
- 災害が多発しており、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等による管理(測定、局所排気装置、健康診断等)が必要な物質
- 国内外の学会等において、人への健康影響が確認されている物質

【国によるリスク評価】

製造・取扱の実態調査の結果、高いリスクが確認された物質を特別規則に基づく管理対象物質へ追加する。現行の規制についても適宜見直しを行う(平成17年度～)

【安衛法の一般規制】

有害物を取り扱う作業について、ばく露防止等の対策を求めている(安衛則576,593条等)

【新規化学物質の届出(届出化学物質)】

事業者による変異原性※1の調査の実施・結果の国への届出
(年約1,000物質余り、累計約24,000物質)

※1 微生物を用いた試験において突然変異を引き起こす性質。変異原性試験は、化学物質の発がん性のスクリーニング試験等として利用されている。

(参考2)微生物を用いる変異原性試験の結果、強い変異原性が認められるとされた化学物質一覧

番号	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名 称	用途の例
1	20474	平成23年12月27日 厚生労働省告示 第477号	2-アミノ-4-(4-アミノフェニル)チオフェン-3-カルボニトリル	ブラック染料中間体
2	20488		2-[1-(4-アミノフェニル)エチリデン]マロノニトリル	ブラック染料中間体
3	20503		安息香酸=(2 <i>R</i>)-5-オキソ-5,6-ジヒドロ-2 <i>H</i> -ピラン-2-イル	医薬品原料
4	20512		5-エチル-3,7-ジオキサ-1-アザビシクロ[3.3.0]オクタン	インク・塗料用防腐剤
5	20551		2-クロロ-3-オキソヘキサン酸エチル	医薬品中間体
6	20557		7-(4-クロロプトキシ)キノリン-2(1 <i>H</i>)-オン	医薬品中間体
7	20635		1,4-ビス(2,3-エポキシプロポキシメチル)シクロヘキサン	電子材料
8	20648		6-ヒドロキシ-2 <i>H</i> -ピラン-3(6 <i>H</i>)-オン	医薬品原料
9	20661		ブタン酸=(<i>R</i>)-()-2,3-エポキシプロピル	医薬品中間体 又は原料
10	20662		ブタン酸=(<i>S</i>)-()-2,3-エポキシプロピル	医薬品中間体 又は原料
11	20769	平成24年3月27日 厚生労働省告示 第166号	4-(4-アミノ-3-クロロフェノキシ)-7-メトキシキノリン-6-カルボキサミド	医薬品原薬中間体
12	20779		5-アミノ-1-フェニルピラゾール-4-カルボン酸メチル	黄色顔料原料
13	20824		(2,2'-オキシジエタノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの反応生成物)と2-ヒドロキシチオキサンテン-9-オンの反応生成物	接着剤原料
14	20841		1-クロロ-2,3-エポキシプロパンと1-(4-ヒドロキシフェニル)エタン-1-オンと4-ヒドロキシ-3-メトキシベンズアルデヒドとメタノールの反応生成物	熱硬化型樹脂
15	20903		1,3-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	農薬中間体
16	20932		2,2-ジメチルプロパン酸=(1 <i>R</i>)-3-クロロ-1-メチル-2-オキシプロピル	医薬品中間体
17	20946		炭酸=1-クロロエチル=メチル	農薬原料
18	20975		4-ニトロ安息香酸=4-ニトロフェニル	電子材料
19	21031		4-(2-プロモアセチル)ベンゾニトリル	医薬品中間体
20	21115	平成24年6月27日 厚生労働省告示 第407号	6-アミノ-5-(2-ヒドロキシ-4-ニトロフェニル)ジアゼニル)- <i>N</i> -メチルナフタレン-2-スルホンアミドと5-ジエチルアミノ-5'-ニトロ-2,2'-(ジアゼンジイル)ジフェノールと水酸化ナトリウムと硫酸コバルトの反応生成物	染料中間体
21	21131		[イソプレンと(過酸化水素とシクロヘキサノンとメタノールの混合物を硫酸鉄(II)と反応させて得られるアルキルラジカル)の反応生成物をケン化、酸分解して得られる生成物]と2-(クロロメチル)オキシランの反応生成物	合成樹脂添加剤

番号	名称公表 通し番号	名称公表年月日 名称公表告示番号	名 称	用途の例
22	21134	平成24年6月27日 厚生労働省告示 第407号	3-(エチリデンヒドラジノ)-N, N-ジメチルプロパンアミド	農薬原料
23	21185		2, 4-ジクロロ-1, 3-ジニトロ-5-トリフルオロメチルベンゼン(主成分)と2, 3, 4-トリクロロ-1-ニトロ-5-トリフルオロメチルベンゼンの混合物	農薬原料
24	21194		2, 4-ジニトロ-1-テトラデシルオキシベンゼン	ポリマー原料中間体
25	21229		テトラアンミン白金(II)ジクロリド	触媒
26	21230		テトラアンミン白金(II)水酸塩	触媒
27	21275		3-ヒドラジノ-N, N-ジメチルプロパンアミド	農薬原料
28	21337		2-メチルナフト[2, 1-b]フラン-1(2H)-オン	電子材料
29	21338		2-メチルナフト[2, 1-b]フラン-1(2H)-オン オキシム	電子材料
30	21339		2-メチルナフト[2, 1-b]フラン-1(2H)-オン オートシルオキシム	電子材料
31	21372		平成24年9月27日 厚生労働省告示 第522号	2-アミノ-6-[2-(ヒドロキシスルホニルオキシ)エチルスルホニル]ナフタレン-1-スルホン酸と4-アミノ-5-ヒドロキシナフタレン-2, 7-ジスルホン酸と2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジンと硫酸=水素=2-[3-(エチルアミノ)フェニルスルホニル]エチルの反応生成物のカリウム又はナトリウム塩
32	21390	インデン・フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物と1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの反応生成物		電子材料
33	21398	1, 1'-(エチレン)ビス(1, 2, 3, 3a, 7a-η-インデニル)ジルコニウムジクロリドと塩化リチウムの混合物		触媒中間体
34	21468	1, 2-ジフルオロ-3-[(4-フルオロ-2-メトキシ-5-ニトロフェノキシ)メチル]-4-メトキシベンゼン		医薬品中間体
35	21517	2, 3, 4, 5-テトラメチルシクロペンタ-2, 4-ジエン-1-イルリチウム		触媒原料
36	21585	5-[2-[1H-ベンゾイミダゾール-2(3H)-イリデン]-3-(2, 5-ジフルオロフェニル)-3-オキソプロパノイル]-2-フルオロベンゼン-1-スルニル=クロリド		医薬品中間体

(参考3)

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針 (平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1)

平成5年5月17日
一部改正 平成18年3月9日
一部改正 平成24年12月11日

1 趣旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

- (1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

イ 作業環境管理

- (イ) 使用条件等の変更
- (ロ) 作業工程の改善
- (ハ) 設備の密閉化
- (ニ) 局所排気装置等の設置

ロ 作業管理

- (イ) 労働者の変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
 - (ロ) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
 - (ハ) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮
- (2) (1) により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。
- イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。
 - ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。
 - ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。
 - ニ 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

- (3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業さ

せること。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期的に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
 - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
 - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
 - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
 - ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4時間以上とすること。
- (3) (1)のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

5 危険有害性等の表示、通知等について

変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14及び第24条の15の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- イ 労働者の氏名
- ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

(参考4)

変異原性試験等結果検討委員候補者名簿

平成24年12月1日現在

氏 名	現 職 等
荒木 明宏	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター技術開発課長
太田 敏博	東京薬科大学 生命科学部 教授
大谷 勝己	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 有害性評価研究グループ 上席研究員
後藤 純雄	麻布大学生命・環境科学部環境科学科教授
清水 英佑	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
鈴木 勇司	帝京短期大学 ライフケア学科 教授
田井 鉄男	独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 作業条件適応研究グループ 主任研究員
津田 洋幸	公立大学法人名古屋市立大学特任教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
本間 正充	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部長
望月 正隆	東京理科大学薬学部 教授
山田 雅巳	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター変異遺伝部 第一室長

(検討委員候補者の委嘱期間 平成22年12月25日～平成27年12月24日)